

給与と所得がある方が申告書を提出した場合などは、この年金とは別の所得にも重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合がありますので、ご注意ください。
また、年金からの所得控除（基礎控除を含む。）を希望されない方は、この申告書の記入の必要はありません。

対象年(提出年) 平成 XX 年 分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(1)ご本人の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号をご確認し、**個人番号(マイナンバー)**をご記入のうえ**必ず押印**してください。

氏名	キヨウサイ 太郎 共済 太郎		必ず請求者本人の印を	日	性別	<input checked="" type="radio"/> 男・女	
マイナンバーを必ず記入し、マイナンバーが確認できる書類（通知カードまたはマイナンバーカードの写し、マイナンバーが記載されている住民票のいずれか）を提出してください。		都 千代田区 二番町 請求者本人の性別を○で囲んでください。					
		個人番号(マイナンバー)					
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
提出日	平成 XX 年 12 月 1 日 提出					配偶者の有無	<input checked="" type="radio"/> 有・無
電話番号	(03) - (5210) - (XXXX)						

(2)上記の対象年の扶養親族等の状況についてご記入ください。
 (ご本人に控除対象配偶者や扶養親族がなく、ご本人自身が障害者・寡婦・特別寡婦・寡夫に該当しない場合は、下記事項を記入する必要はありません)

あ	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	え 障害	か 同居・別居・ 非居住者の 区分	き 所得の種類・ 金額	受給者の合計所得の見積額が900万円以下 1. 配偶者の合計所得見積額が38万円以下 2. 配偶者の合計所得見積額が38万円超～85万円以下													
							受給者の合計所得の見積額が900万円超 3. 配偶者の合計所得見積額が38万円以下 (※配偶者が障害者でない場合は控除の対象になりません。)													
源 泉 控 除 対 象 配 偶 者 又 は 障 害 者 に 該 当 す る 同 一 生 活 配 偶 者	キヨウサイ ハナコ 共済 花子	夫・妻	明大 昭平 XX 1 22 年 月 日	普通障害 特別障害 (配偶者の区 分が「1」又 は「3」の場 合)	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居 <input type="radio"/> 非居住者	給与所得 38 万円(年間)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	キヨウサイ イチロウ 共済 一郎	特定 老人	子	明大 昭平 XX 11 6 年 月 日	普通障害 特別障害	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居 <input type="radio"/> 非居住者	0 万円(年間)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	キヨウサイ サチコ 共済 幸子	特定 老人	母	明大 昭平 XX 9 1 年 月 日	普通障害 特別障害	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居 <input type="radio"/> 非居住者	0 万円(年間)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
い	所得見積額の区分に応じ、1、2または3のいずれかを○で囲んでください。																			
う	マイナンバーを必ず記入してください。																			
え	記入欄を超える扶養親族がいる場合は、扶養親族について必要事項を記載した別紙を添付してください。																			
お	他の所得者が控除を受ける扶養親族等																			
か	概要					え 本人障害	普通障害 特別障害	お 寡婦・寡夫					特別寡婦 寡夫							
共済 幸子は、身体障害者手帳の1級(平成XX年4月1日交付)						共済 幸子の住所は東京都千代田区 二番町3番地														

※「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

(3)あなたが年金の支払いを受ける支払者(申告先)にを一つ入れてください。

年金の支払者 (申告先)	<input type="checkbox"/>	国家公務員共済組合連合会	2010005002559	実施機関記入欄
	<input type="checkbox"/>	地方職員共済組合	2700150001147	
	<input type="checkbox"/>	地方職員共済組合団体共済部	8700150003179	
	<input type="checkbox"/>	公立学校共済組合	9700150000613	
	<input type="checkbox"/>	警察共済組合	2700150005742	
	<input checked="" type="checkbox"/>	全国市町村職員共済組合連合会	4010005002573	

記入不要

※提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記入方法

- 老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。そのため、年金の支払いを受ける際には、原則として20ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「申告書」という)を提出する必要があります。印字されている氏名、生年月日、住所、基礎年金番号をご確認のうえ、**必ず押印し**、以下の「記入上の注意事項」をお読みいただき、必要事項をご記入ください。
- この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うことになります。また、所得税法の規定により、**請求者本人と扶養親族等の個人番号(マイナンバー)を必ず記入し、請求者本人の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類(通知カードまたは個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票のいずれか)を提出してください。**
- 老齢年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります。例えば、給与等の所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等をこの申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。
- 年金からの所得控除(基礎控除を含む。)を希望されない方は、扶養親族等申告書の記入・押印をせずに提出してください。

記入上の注意事項

あ 「源泉控除対象配偶者又は障害者に該当する同一生計配偶者」欄は、下記(注)を参照し、該当する場合のみ、配偶者の氏名を記入してください。配偶者の区分が「1」または「3」の場合のみ、障害に該当する場合に『配偶者障害』を○で囲んでください。配偶者の区分が「1」かつ年金を請求する年の12月31日現在で70歳以上の場合のみ『老人』を○で囲んでください。

(注)この欄に記入する配偶者は、請求者本人と生計を一にする配偶者で、請求者本人と配偶者の所得見込額を計算した結果、「配偶者の区分」の「1」「2」「3」に該当する場合のみ記入してください。婚姻届を提出していない方は対象にはなりませんのでご注意ください。

い 「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳以上の方をご記入ください。

- ・12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については「特定扶養親族」に該当しますので、『特定』を○で囲んでください。
- ・12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、『老人』を○で囲んでください。

「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。

- ・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。
- ・「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記入欄を兼ねています。

「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄および「扶養親族(16歳未満)」欄に記入する『扶養親族』とは、年金を受ける方と生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が38万円以下の方のことをいいます。

う 「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄は、あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときに、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である年齢16歳未満の扶養親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等としたり、また、同一生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりする場合に、該当する扶養親族等についてご記入ください。

か 扶養親族等の対象者で別居している方がいる場合は、区分の『別居』または『非居住者』を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。また、扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の『同居』を○で囲んでください。

- なお、対象者が非居住者の場合は次のいずれかの書類を添付してください。
- ① 戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類で、その者があなたの親族であることを証するものおよびその者の旅券の写し
 - ② 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類で、その者があなたの親族であることを証するもの(その者の氏名、住所および生年月日の記載があるものに限る。)

『非居住者』とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有していない方をいいます。

え	・○○ ○○は、身体障害者手帳の1級(平成19年4月1日交付) 【障害に該当する方がいる場合の例】
お	・死別、○○ ○○(子)所得○万円、本人所得○万円 【寡婦・特別寡婦・寡夫に該当する方がいる場合の例】
か	・○○ ○○の住所は東京都○○市△△ ○丁目○番○号 【別居している方がいる場合の例】

き 「所得の種類・金額」欄は、年金を請求する年の所得の種類と金額(見積額)をご記入ください。例えば、給与所得がある場合、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります。

え 「障害」欄および「本人障害」欄は、普通障害者の場合は『普通障害』特別障害者の場合は『特別障害』を○で囲んでください。また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。また、配偶者の合計所得見積額が38万円を超える場合は配偶者の障害控除は対象になりません。

『障害』とは、特別障害(身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等)または普通障害(特別障害以外の障害)をいいます。

お 「寡婦・寡夫」欄は、請求者本人が寡婦の場合は『寡婦』、特別寡婦の場合は『特別寡婦』、寡夫の場合は『寡夫』を○で囲んでください。

「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子の氏名、その子の所得(年金を請求する年の見積額)をご記入ください。

また、扶養親族または生計を一にする子のいない寡婦(死別・生死不明に限る)、特別寡婦、寡夫に該当する場合は、ご本人の所得(年金を請求する年の見積額)をご記入ください。

・『寡婦』とは、夫と死別・離婚・生死不明となった方で扶養親族または生計を一にする子のいる女性、または夫と死別・生死不明となった方で、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である女性をいいます。

・『特別寡婦』とは、寡婦に該当し、扶養親族である子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である女性をいいます。

・『寡夫』とは、妻と死別・離婚・生死不明となった方で生計を一にする子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である男性をいいます。

*『生計を一にする子』とは、他の者の控除対象配偶者または扶養親族とされていない所得(年金を請求する年)の見積額が38万円以下の子をいいます。

* 死別・離婚の場合は、その後に婚姻していないことが条件となります。